



経済産業省委託事業

キルギスにおける
模倣品流通実態調査

2017年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

知的財産課

モスクワ事務所

目次	
序論：キルギス共和国の概要	1
第 I 章 知的財産 (IP) 分野におけるキルギス共和国の制定法	2
法的枠組み	2
商標	3
著作権&著作隣接権	3
特許：発明、実用新案および意匠	3
不正競争	4
主な知的財産権保護組織	4
第 II 章 知的財産の登録	6
特許の登録手続	6
商標登録	6
特許権の登録：統計	7
商標権の登録：統計	8
第 III 章 知的財産権エンフォースメント実務	10
水際対策	10
刑事訴追	11
行政手続	12
民事的エンフォースメント	13
知的財産権侵害事件	13
第 IV 章 キルギス共和国の最近の法改正と EEU 加盟に関する概観	15
第 V 章 模倣品の流通に関する現地調査	16
現地調査の範囲	16
市場に関する情報	16
売り手に関する情報	23
統計	23
模倣品の取引ルート	24
A 社製品の腕時計	25
B 社の電池	32
KYB ショックアブソーバー	33
提言	42

序論：キルギス共和国の概要

キルギス共和国は陸に囲まれた中央アジアの国で、天山山脈の西部および中央部に位置している。北はカザフスタン、西はウズベキスタン、南西はタジキスタン、そして南東および東は中国と国境を接している。この国の最大の都市は首都のビシュケク市である。国の総人口は 570 万人で、そのうち 150 万人がビシュケクに住んでいる。

キルギス共和国は単一国家で、国家統治は議会制と大統領制の混合システムで行っている。キルギス共和国議会である **Jogorku Kenesh** が、最も重要な決定を下し、国家方針を決める上で優先的な役割を果たす。国家元首は大統領（国民投票で選出される）である。政府首班は首相で、議会多数派の推薦を受けて議会が任命する。

キルギス共和国の最も重要な貿易相手国はロシア、カザフスタンおよび中国であり、中でもロシアはこの国にとって最も重要な経済的パートナーであるばかりでなく、政治的パートナーともみなされている。2000 年以前はキルギス市場における中国商品の存在感は微々たるものだったが、キルギス・中国間の国境画定と税関コントロールポイントの開設に伴い、中国は中央アジア地域全体、特にキルギス共和国への浸透を促進させた。カザフスタンとの関係は、近隣諸国すべての中で最も緊密である。2015 年の中国との国境の税関開設により、貿易取引高は大幅に増加したが、2016 年には減少となった（前年比）。

第I章 知的財産（IP）分野におけるキルギス共和国の制定法

法的枠組み

知財分野におけるキルギス共和国の法的枠組みには、それぞれの法律上の効力に基づいて次のように分類される多数の法律が含まれる。

法律：知財分野の法律の序列内で、以下の主な法律が最も法的拘束力を有する。

- 民法
- 特許法
- 「商標、役務標章および商品原産地名称」に関する法律（「商標法」）
- 「著作権および著作隣接権」に関する法律（「著作権法」）

さらに、キルギス共和国刑法（「刑法」）の特定の条項¹は、著作権侵害、商標権侵害および営業秘密とみなされる情報の不正取得ならびに営業秘密の開示について刑事責任を規定している。特許権者の独占権、著作権および著作隣接権の侵害のほか、商標権の不正使用に対する行政責任は、行政責任に関する法典（「行政責任法」）の関連条項²に定められている。

模倣品に対する水際対策は、「キルギス共和国における税関規制に関する」法律（「税関法」）で想定され、知的財産権を付与された物品に関する税関管理を統制する規定が設けられている。税関当局は、権利者の申請に応じて、知的財産の税関登録簿に記載された著作権、商標および商品原産地名称の保護を行う。

下位法：前記法律の実施のため、登録申請書提出、公的手数料および知的財産の登録に関する紛争処理のための規則を詳述する数々の下位法がキルギス共和国で採択されてきた。

国際条約・協定：キルギス共和国憲法に従い、同国が確立された手順に従って批准した国際条約または協定は、同国の法制度に不可欠な一部分を成す。本報告書の作成時現在、同国は模倣に関連する以下の国際条約および協定の署名国である。

- 1883年工業所有権の保護に関するパリ条約
- 1994年知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
- 1891年標章の国際登録に関するマドリッド協定および1989年標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- 1925年意匠の国際寄託に関するハーグ協定（「ハーグ協定」）

キルギス共和国がユーラシア経済連合（以下、**EEU**）に加盟していることは、知的財産権の侵害に対する責任を含め、知財問題に対するアプローチの統一を意味する。知財分野におけるキルギス共和国の有効な制定法は**EEU**の法的枠組み、特に**EEU**協定「知的財産に対する所有権保護に関する議定書」の附属書類 No. XXIII に準拠している。

一般に、**EEU**諸国（キルギス共和国およびロシア連邦を含む）における知財分野の制定法は統一されており、基本的な違いはない。

¹ 刑法第150、191、193および194条。

² 行政責任に関する法典の第339～341条。

キルギス共和国の民法は大陸法に基づいている。判例を法律の主な拠り所とするコンモンの原則は、キルギス共和国においては適用されない。

商標

ある標章（またはその組み合わせ）によって、ある者の商品や役務が他者の類似商品および役務と識別可能になる場合、言語、視覚、立体およびその他の表示を含め、当該標章を商標として登録することができる。商標は、どのような色または色の組合せで登録してもよい。視覚的に区別できない非伝統的な標章のほか、音や匂いの特徴は商標として登録し、保護することができない。

商標の登録により、その所有者に商標を使用し、保護を受ける権利が与えられ、これには裁判所で保護を求め、権利の侵害について救済を得ることのほか、模倣品の輸入に対して国境取締りを求めること等が含まれるが、左記の限りではない。ドメイン名として商標を不正使用することは商標権の侵害とみなされる。

商標登録の有効期間は 10 年間で、追加料金の支払いにより、無期更新が可能である。

著作権&著作隣接権

著作権とは、作者の創造的作品に関連した一連の独占権（制限あり）である。キルギスの法制度は大陸法に従っており、著作権法は二種類の独占権を作者／創作者に与えている。作者人格権（作者の権利、作者名に対する権利、作品の完全性に対する権利）は譲渡不能で永続して保護され、財産権（経済的権利）は譲渡可能であり、複製権、販売権、翻案権、上演権、展示権、放送権、送信可能化権などが含まれる。

著作権保護が可能な作品には、文学作品、音楽作品、視覚美術作品、写真および視聴覚作品などがあるが、これは一部にすぎない。著作隣接権とは、実演家、レコード製作者および放送機関の、各々の実演、レコードおよび放送に対する権利である。

創造的作品は保護を受けるために登録する必要はない。著作権は作品を創作することによって発生する。しかし、場合によっては、正式な登録があれば著作権侵害の際に追加の保護が得られることがある。

著作権法が規定する、個人的に創作された作品に対する一般的な保護期間は、作者の存命中及び死後 50 年間であり、これは保護期間に対する最低限の国際基準に従っている。

特許：発明、実用新案および意匠

特許法の範囲は、発明、実用新案および意匠に及ぶ。特許法に従い、特許、実用新案および意匠について、権限のない者による製造、使用、販売の申出、販売または輸入を排除する排他的権利が権利者には与えられる。

一般にどのような発明も特許を受けることができ、これには、装置、方法、物質、微生物株、植物および動物の細胞培養など、テクノロジーのあらゆる分野が含まれるが、特許性要件に従い、新規性、進歩性および産業上の利用可能性が条件となる。

実用新案も特許を受けることができ、装置が代表的なものとして挙げられ、求められる

特許性の要件が、特に新規性と産業上の利用可能性の2点においてより緩やかであることが知られている。

意匠は、特許法において、製品の外観であると定義される。意匠は立体的な特徴（製品の形状または表面）で構成されることも、平面の特徴（模様、線、色彩）で構成されることもある。意匠は様々な工業製品や手工芸品に施され、技術的装置、機械類、腕時計なども含む。意匠は、登録要件を満たしている場合、特に、新規で独創的な場合に、保護が与えられる。

発見、科学的理論および数学的方法、ビジネスプロセス、スケジュール、規則、知的ゲームの規則などは、特許を受けることができない。

特許が登録されることで、特許権者は発明者として認定され、優先権と排他的権利が付与される。

特許権は、発明については出願日から20年間、実用新案は5年間有効である。実用新案の有効期間は、権利者が申請を行うことによって3年間の延長が可能である。意匠権は、出願日から10年間有効であり、権利者が申請を行うことによって5年間の延長が可能である。

表 1. キルギス法に基づく知財権の重要な特徴

	商標	著作権	特許		
			発明	実用新案	意匠
範囲	商品または役務	創造的作品	装置、方法、物質等	装置	装飾的デザインまたは商品の美的側面
登録の要否	要	否	要	要	要
最低期間	10年	一般に創作者の死後50年	20年	5年+3年延長	10年+3年延長

不正競争

不正競争は知財の法的枠組みの範囲内ではなく、別途「競争に関する法律」（「競争法」）によって規制されてはいるが、後者の特定の規定は知財分野における侵害と争うことを認めており、特に、ビジネス活動における有利な立場を得ようとする企業体の、他の競合する企業体またはその営業上の信用に損害を与えかねない、または与えたことのあるいかなる行動も、競争法に従って、不正競争とみなされる。したがって、別の企業体の製品と同一の複製品を製造販売することは、不正競争と称される行動に含まれる。

主な知的財産権保護組織

いくつかの国家機関が知的財産権保護に関与している。各機関の職務と権限を以下に簡単に述べる。

国家知的財産・革新局（State Service for Intellectual Property and Innovations）（「キ

ルギスパテント」)は、キルギス共和国政府の下で知財保護分野における共通の公共政策を遂行する公認の国家実行機関である。これは知財の権利を登録する認可機関でもある。

国家経済犯罪対策局 (State Service for Combatting Economic Crimes) (「財務警察」)は、キルギス共和国政府直属の専門的な法執行機関である。財務警察の主な目的は、経済および財務の分野における経済的な種類の犯罪と知能犯罪の特定、予防、停止、捜査および発見である。

国家関税局 (State Customs Service) (「SCS」)は、キルギス共和国政府の下でキルギス共和国の税関問題を管理し、直接および従属する税関部門を通して、その権限を行使する。その他の権限として、SCS は、国境の税関で権利者の著作権、著作隣接権および商標権を保護し、また、知的財産の税関登録³を処理する。

国家独占禁止規制庁 (State Agency for Anti-Monopoly Regulation) (「独占禁止庁」)は、キルギス共和国政府の下で、経済の全セクターにおいて、不正競争の訴訟事件の起訴を含め、独占禁止公共政策および規制を遂行する、公認の国家独占禁止機関である。

知財分野におけるエンフォースメントを強化する取組みの中で、キルギス共和国政府は2004年に知的財産権侵害阻止に関する機関間委員会を設置した。機関間委員会は調整機関としての役割を果たし、キルギス共和国副首相を長として、法執行機関、税関当局およびキルギス共和国のほとんどすべての省庁(司法、保健、農業、文化、経済)から代表者が参加している。機関間委員会の目標の一つは、知的財産権保護組織間の効率的な相互作用を確保することである。しかし、機関間委員会は過去数年間、活発に運営されてこなかった点に留意すべきである。

キルギス共和国に知財専門の裁判所はない。知的財産権侵害訴訟は、当事者と係争の対象となる知的財産権の種類によって、一般の管轄区の裁判所と経済専門の裁判所のどちらで裁判が行なわれるかが決まる⁴。

3 下記の国境執行対策についての詳しい論考を参照されたい。

4 知的財産権侵害に関するものを含め、判例の統一データベースはない。したがって、判例の件数についても、典型的な判決についても、信頼できる情報が入手できないのが実態である。

第II章 知的財産の登録

特許の登録手続

特許法対象の法的保護は、それをキルギスパテントに登録した時点で発生する。出願人はキルギスパテントに特許出願を行わなければならない。発明（実用新案）と意匠とでは、提出書類の面で出願方法にいくらか違いがある。

発明（実用新案）に対して特許の交付を求める出願に含まなければならないのは、定められた書式に従って整えられた特許の交付を求める願書、発明（実用新案）の説明、発明（実用新案）の請求範囲、図面その他の資料、要約書、公的手数料の支払いを確認する書類、委任状、条約による優先権が要請される場合はパリ条約加盟国で出願された最初の願書のコピーである。

意匠に対して特許の交付を求める出願では、願書および意匠の説明のほかに、意匠の写真と図面、人間工学的図表、チームチャートなどを必要に応じて添えなければならない。

願書、発明（実用新案）の製法、意匠の本質的特徴のリスト、産業財産権の対象の名称、出願人および特許権者の氏名は、国語（キルギス語）および公用語（ロシア語）で提出しなければならない。その他の出願書類および出願の専門審査中に提出される書類が外国語で整えられている場合は、こうした書類を国語または公用語に翻訳したものを提出しなければならない。

外国人および外国法人は、キルギスパテントに登録されている弁理士を通して特許およびそれに対する更なる保護を得ることができる。

一般に、登録プロセスは、すべての関連書類をキルギスパテントに提出した日から、対象の種類により、およそ12～18か月を要する。

キルギスパテントが特許の交付に関する決定を下し、出願人が公的手数料を支払うと、キルギスパテントは直ちにその対象を国の登録簿に登録し、キルギスパテントの公報に関連性のあるデータを公表し、出願人に特許を交付する。

対象の登録料⁵は次のとおりである。

- 発明 – およそ 406 米ドル。年間特許維持手数料がおよそ 124 米ドルから 971 米ドルの間で発生する（延長年数による）
- 実用新案 – およそ 290 米ドル。年間特許維持手数料がおよそ 44 米ドルから 124 米ドルの間で発生する（延長年数による）
- 工業デザイン – およそ 276 米ドル。年間特許維持手数料がおよそ 44 米ドルから 457 米ドルの間で発生する（延長年数による）

商標登録

キルギス共和国における商標の法的保護は、国への登録に基づいて与えられる。製造業者またはサービスを提供する者(個人)（「出願人」）はキルギスパテントへ商標登録の出願

⁵ 本文に記載の登録料は、対象の登録が円滑に進んだ場合の金額である。

をしなければならない。

出願には商標としての表示の登録を求める願書に出願人の表示、当人の現住所または滞在先、表示（その画像）、その説明およびその商標登録を求めて、標章登録の目的で商品およびサービスのニース国際分類による分類に従ってグループ分けした、商品のリストを含まなければならない。

一般に、登録プロセスは、すべての関連書類をキルギスパテントに提出した日から、対象の種類により、およそ 15 か月を要する。

キルギスパテントの専門家が商標としてその表示の登録に関する決定を下した場合、キルギスパテントはその商標を国の登録簿に登録し、キルギスパテントの公報に関連性のあるデータを公表し、出願人に証明書を交付する。

商標の登録料⁶は、508 米ドルに加え、商標登録延長料金が 10 年ごとにおよそ 435 米ドルとなる。

特許権の登録：統計

キルギスパテントのデータによれば、特許出願件数の動態は次のとおりである。

発明出願件数	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
国内	124	110	111	132	122
外国	5	1	3	7	4
合計件数	129	111	114	139	126

2015 年 12 月 31 日現在、4,024 件の発明がキルギス共和国の領土内で保護され、このうち 347 件の特許は国内手続中であり、3,677 件はユーラシア特許条約の手続中である。

実用新案出願件数	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
国内	10	17	8	8	14
外国	-	-	1	2	3
合計件数	10	17	9	10	17

2015 年 12 月 31 日現在、40 件の実用新案がキルギス共和国の領土内で保護されている。

⁶ 本文に記載の登録料は、対象の登録が円滑に進んだ場合の金額である。

意匠権出願件数	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
国内	20	17	12	47	12
外国	5	19	2	6	11
合計件数	25	36	14	53	23

2015年12月31日現在、6,021件の意匠がキルギス共和国内で保護され、このうち145件は国内手続中であり、768件はハーグ協定の手続中である。

ハーグ協定の手続に基づく出願の、2015年の出願人の国別分布は次のとおりである。

#	国	出願件数
1	スイス	167
2	イタリア	19
3	トルコ	11
4	ブルガリア	3
5	フランス	3
6	日本	2
7	ルクセンブルク	2
8	米国	2
9	その他の国々	6
	合計	215

2015年12月31日現在、ハーグ協定の手続に基づいて登録された5,876件の意匠が、キルギス共和国の領土内で保護されている。当該期間中、212件に登録査定が出された。

商標権の登録：統計

商標権出願件数	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
国内	180	184	232	275	243
外国	544	519	474	439	505
合計件数	724	703	706	714	748

当該期間中は212件に登録査定、40件に拒絶査定が出された。

2015年の出願件数の合計748件のうち、出願人の上位12か国の出願件数は次のとおりである。

#	国	出願件数
1	キルギスタン	243
2	米国	144
3	韓国	48
4	中国	35
5	スイス	29
6	ロシア	29

7	英国	24
8	インド	24
9	カザフスタン	23
10	トルコ	17
12	日本	12
13	グルジア	13
	合計：	748

2015年12月31日現在、国内手続の下で登録された9,847件の商標がキルギス共和国の領土内で保護されている。当該期間中に、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書に基づき2,833件の出願が受理され、2,243件の登録が更新された。

国際出願の流れの動態は次のとおりである。

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
出願件数	4,342	4,091	4,585	4,448	5,087
受理（新規）	2,625	2,724	3,006	2,497	2,844
更新	1,717	1,367	1,579	1,951	2,243

出願人の国別（上位12か国）の国際出願の分布は次のとおりである。出願件数合計は2013年が3,006件、2014年が2,497件、2015年が2,844件だった。

#	国	2013年の出願件数	2014年の出願件数	2015年の出願件数
1	ロシア	434	394	388
2	ドイツ	207	199	273
3	米国	201	194	271
4	中国	335	265	252
5	スイス	204	161	220
6	トルコ	325	262	190
7	イタリア	149	142	121
8	フランス	143	105	121
9	ハンガリー	76	17	120
10	ウクライナ	101	81	92
11	英国	105	60	59
12	ベルギー	37	32	57
13	オランダ	35	38	54
14	日本	89	58	51

2015年には2,611の登録査定、176件の拒絶査定、85件の一部拒絶査定、6件の取消しが出願がキルギスパテントより出された。キルギス共和国がマドリッド協定議定書に加盟してからの期間全体で、キルギスパテントを通して27件の出願があった。

第 III 章 知的財産権エンフォースメント実務

水際対策

前述のとおり、税関当局／国家関税局（State Customs Service）（「SCS」）が模倣品に対する水際対策の実施に責任を負っている。国境でのエンフォースメント措置の詳細な手続は税関法および知財権の保護対象を含む商品に関する税関管理についての規定（「税関規則」）に規定されている。

権利者は SCS に対して税関登録簿における商標および著作権⁷の登録申請を行い、以下の書類／情報を提出することができる。

- 権利者についての情報
- 商標の明細書および当該権利を含む商品の説明
- 当該権利を含む商品を生産している法人についての情報および同法人の許可を確認する書類。これには認可輸入業者についての情報を含む
- 商品の生産場所
- 当該権利の所有権に関する情報
- 当該権利の所有権を確認する書類（証明書、使用許諾契約、その他）
- 必要に応じて、当該権利を含む商品の見本および／または模倣品
- 商品差し止めに関連する費用の補償および申立人が受けた損害の賠償に関する義務
- 必要に応じて、権利者の利害を代表する人の名前において出された委任状
- 商標権の侵害があったとされる日などを含む、税関当局による模倣品の発見を可能にする、その他の情報。

商標の登録期間は最長 2 年間である。期間は次の 2 年間について延長できる。

税関登録簿に登録した時点で、税関当局は商標のついた商品のキルギス共和国の領土内への輸入を監視する。未知の輸入業者が商品を輸入しようとする、税関当局は、

- 模倣品とされる商品を 10 日間差し止めし、さらに 10 日を越えない期間延長することができる(権利者の関連性のある申請を受けて)
- 侵害している側の輸入業者と権利者に対し、模倣品とされる商品の差し止めの理由および差し止め期間について、1 営業日以内に通知しなければならない。

税関当局は、権利者に対し、模倣品とされる商品を検査する、見本・標本をとる、調べる、写真を撮る、またはその他の方法で記録資料となる証拠を集める機会を与えない。

差し止め期間の終了時に、権利者が商品の差し押さえ、没収または押収に関する裁判所／法執行機関の命令を提出しない場合、模倣品とされる商品は解放される。税関法により税関当局は職権による権限を付与されているものの、実際に税関当局がその権限を行使することはない。従って、権利者には、その権利を守るために、税関登録簿に商標を登録する

⁷ 本報告書の日付現在、税関登録簿に記載されているのは商標のみである。

ことを強く推奨する。本報告書の作成日の時点で、195 件の商標が税関登録簿に登録されている⁸。

一般に、税関当局は国境エンフォースメント措置の適用において、ごく初期段階にあるにすぎない。関連する国境エンフォースメント規則が 2000 年に採択されているにもかかわらず、権利者の粘り強い請求により税関登録簿に最初の商標登録が行われたのは 2012 年のことだった。したがって、税関当局によるエンフォースメントの実践例はいまだに少ない。非公式情報によると、2015 年に知的財産を含む商品の差止めは 5 件しかなかった。その商品はすべてアルコール飲料だった。

2016 年の 9 か月間の非公式情報に従うと、税関当局による知的財産を含む商品の差止めは 9 件だった。商品には、獣医学の製剤、ボディケア製品、洗剤およびアルコール飲料が含まれていた。差し止められた商品の一部は、権利者の許可を受けて解放された。その他に関しては、紛争は裁判所で解決されている。

刑事訴追

刑法⁹は、重大な損害がもたらされた¹⁰、または侵害者とされる者が多額の収入を得た場合の、特許および著作権の侵害に対する刑事責任を規定している。刑事責任は以下の形で負うことがある。

- 罰金（およそ 1,015 米ドルから 4,347 米ドルの範囲）
- “*triple ayip*”（裁判所の判決で科される、金銭または現物による、損害を 3 倍した罰金）
- 最長 5 年間の拘留および最長 3 年間の特定の地位への就任、または特定の活動に従事する権利の剥奪

さらに、刑法¹¹は、重大な損害がもたらされた場合の、第三者による商標の不正使用および特別な標章の不正使用に対する刑事責任を規定している。刑事責任は以下の形で負うことがある。

- 罰金（144 米ドルから 580 米ドルの範囲）
- “*triple ayip*”
- 100 時間から 240 時間までの期間の公共作業

刑事訴訟手続を開始するには、権利者は財務警察に申請書（申立）を提出しなければならない。財務警察は予備捜査を実施しなければならない。予備捜査の結果を受け、財務警察は裁判所に資料を引き渡し、そこで判決が出されることがある。権利者は、刑事訴訟中に損害賠償を請求する（民事訴訟を起こす）こともできる。

知的財産権侵害に関する刑事事件は、判決がほとんどアクセスできないのと同様、実質的にはほぼ存在しない。近年における刑事事件は数件で、そのすべてが著作権侵害に関連

⁸ http://www.customs.kg/attachments/311_reestr_int.pdf（ロシア語）

⁹ 刑法第 150 条

¹⁰ 損害が重大とみなされる、または収入が多額とみなされるのは、損害のコストまたは収入の金額が 725 米ドルを超える場合である。本報告書で指定される米ドルの金額はすべて 1 米ドル = 69 キルギス・ソム（KGS）の為替レートで計算されている。

¹¹ 刑法第 191 条

していた。

刑法に従い、刑事責任を伴う知的財産権侵害には、重大な損害をもたらす、知的財産の不正使用が含まれる。刑法に基づき、知的財産権に関連する犯罪のすべての要素は財務警察の管轄権内である。財務警察は業務調査を実施し、犯罪の事実の有無を決定し、被告の犯した行為、損害の規模などを特定する。捜査は 1 か月間行われる。検察官による起訴の確認後、事件は裁判所へ送られ、審理される。審理は 1 か月間行わなければならない。実際には、財務警察でも裁判所でも、この時間枠は厳守されない。

民事訴訟は、刑事事件が開始された後、刑事事件の第一審裁判所での審理が終わる前に、提起することができる。原告は、民事訴訟を開始する手数料の支払いを免除される。刑事事件と民事事件の合同審理にはいくつか利点があるが、それは、犯罪によってもたらされた損害の種類と規模の決定に、被告の行為、刑罰の種類および規模の特定に関する刑法上の問題を解決することと、犯罪の事実の有無という問題を解決することの両方が必要だからである。こうした事件においては、損害の決定は刑事訴訟に不可欠な部分となる。したがって、財務警察は証拠を集め、賠償を請求する根拠を正当化すること、もたらされた被害の規模を定めること、さらに原告を助け、その申立を正当化する証拠を探し、提示することに責任を負う。これとは逆に、民事訴訟の場合は、原告が自ら証拠を集め、申立そのものともたらされた被害の規模を正当化する責任を負う。

行政手続

水際対策および刑事訴訟のほかに、知財権の侵害は行政責任を伴うことがある。行政法¹²に従い、製造、調達、保管、販売、賃貸またはその他の著作権作品の不正使用および特許の不正使用は、罰金（およそ 43 米ドルから 72 米ドルまでの範囲）を科される形での行政責任を伴う。上記罰金を科された日付から 1 年以内に著作権および特許の侵害を繰り返した場合は、罰金の額が増大し、およそ 72 米ドルから 289 米ドルまでの範囲となる。商標および特別な標章の不正使用も行政責任を伴う¹³が、罰金は高く、72 米ドルから 289 米ドルまでの範囲となる。

すべての事件において、模倣品は押収される可能性がある。行政犯罪の審理はキルギスの裁判所が審理権を有する。行政法では財務警察へ申請する可能性を規定し、財務警察はその申請に基づいてその正当性について調査した後に資料を裁判所へ提出しなければならないとしているが、実際には、財務警察は行政犯罪を扱うことに消極的であり、重大な損害と知的財産権侵害のより強力な証拠を必要とする刑事事件を優先する。

前述のとおり、知的財産の不正使用は競争法に基づいて不正競争ともみなされる場合がある。独占禁止法は、特別な行政手続を通して不正競争の事件について審理し、手続を開始するのは権利者である。独占禁止法が権利者側に有利な決定をした場合は、警告を發し、それにより、侵害者に独占禁止法の違反（不正競争）をやめるよう要求したり、事件を法執行機関へ移送したりすることがある。同時に、行政法では、72 米ドルから 2,173 米ドルまでの範囲の罰金という形で、行政責任も規定している。

キルギス共和国の各法に従い、検査は権利者の申請に基づいてのみ、実施される。従って、法執行機関が独自に強制捜査を開始することはない。

12 行政法第 339 条および第 340 条

13 行政法第 341 条

民事的エンフォースメント

民法¹⁴に従い、知的財産の不正使用に対する主な救済措置には、特に、権利の承認、侵害が発生する前に存在していた地位の回復、侵害行為の停止、などがある。最も一般的な救済措置は、損失の補償である。民法に規定される一般的な民事救済措置のほかに、著作権法¹⁵および特許法¹⁶において追加の救済措置が定められている。例えば、権利者は損失の補償の代わりに侵害者から収入の回収を、あるいは、損害賠償および収入の回収の代わりに固定金額の賠償金の支払い（154 米ドルから 768,116 米ドルまでの範囲）を要求することができる。模倣品の生産用設備および材料は、裁判所の判断で破壊・廃棄されることがある。侵害行為の停止と損失の補償のほかに、商標法では権利者に対し、権利者の営業上の信用を回復するための裁判所判決の公表、不正に使用された商標または混乱を生じるおそれがあるほどに類似している表示の削除および／またはその廃棄、不正使用された商標の付された商品の押収または廃棄を請求する権利を認めている。被告が自主廃棄および削除の要求に従わない場合、模倣品は強制廃棄の対象となる。

実際には、権利者は裁判所に訴える前に被疑侵害者に対して停止通告書を送る。これにより、当事者たちは示談で問題を解決することが可能となる。和解が成立しない場合、権利者は裁判所で訴訟を起こし、裁判所に対して予備的差止め命令による救済措置を行うよう要請することができる。そのような差止め命令による救済措置では、被告に対して特定の行為を行うことを禁じる、または、被告の資産の没収を命じることがある。裁判所は、差止め命令による救済措置に対する申請を、権利者がその申請を提出した日付の翌日までに検討しなければならない。権利者には、裁判所の手続のどの段階でも差止め命令による救済措置を要請する機会があるが、差止め命令による救済措置が認められなかった場合、請求者は実質的な損害を被る、または裁判所判決の執行が妨げられる結果となる場合がある。

知的財産権侵害に関連するすべての争いは、事業活動に関連するすべての争いを扱う地方裁判所が審理権を有する（経済的紛争の裁判所）。但し、紛争当事者のうち一方が個人である場合、そのような紛争を解決するのは一般の管轄の裁判所となる。

知的財産権侵害を申し立てる原告は、国への手数料を免除される。第一審裁判所での民事事件の審理は、1 か月から 2 か月までと異なり、第二審裁判所（上訴／破棄）は 30 日間、キルギス共和国最高裁判所では 2 か月間となる。実際には、キルギスの裁判所では定められた時間枠を厳守しない点に留意することが重要である。

知的財産権 侵害事件

知的財産権侵害に関する民事事件の件数は非常に少ない。さらに、統一的な判例のデータベースはなく、知財事件の包括的な分析も提示できない。しかしながら、以下に知的財産権侵害の刑事および民事事件についての簡潔な情報を示す。これらは ARTE 法律事務所が権利者の代理人としてかかわったものである。

本稿執筆時現在、キルギス共和国の法執行機関は、犯罪法の第 150 条（著作権侵害）に基づく 3 件の刑事訴訟を起こしている。3 件ともすべて ソフトウェア著作権侵害、特にソ

14 民法第 11 条

15 著作権法第 49 条

16 特許法第 16 条

ソフトウェアの違法な複製および配布に関して起訴された。最初の刑事事件は、もたらされた損害を被告が賠償したことによって終結した。二件目の刑事事件においては被告が有罪判決を受け、三件目の刑事事件は捜査中である。

InTech の IT ショップによる上述のソフトウェア著作権侵害に関する刑事事件は、2015 年に財務警察が起訴した。同ショップは、マイクロソフト社のソフトウェアの海賊版を予めインストールしたコンピュータやノートパソコンを販売していた。マイクロソフト社の代表が提出した申請によって刑事事件が開始され、業務調査、特にコンピュータの試験購入が行われた。調査が終了すると、ショップの IT 専門家は刑事犯罪で告発され、ビシケク市のレーニン地方裁判所の有罪判決によると、条件付きで 4 年間の禁錮刑を宣告された。

国境エンフォースメント措置に関し、昨年中の 4 件の訴訟手続がキルギス共和国領内へ商品を輸入する間の商標権の侵害申立を受けて開始された。4 件の訴訟のすべてにおいて、主な主張はキルギス共和国領外の模倣品の輸出に対する要求事項に関連するものだった。4 件のうち 3 件は、被告が差止めとなっている商品の包装および標章を変えることを義務付ける和解契約に署名して解決した。

上述の事件のうち 1 件は Yuventa LLC による IVERMEC 表示のついた医薬品のキルギス共和国の領土内への輸入に関連していた。医薬品の名称は、ロシアの製薬会社 Nita-Farm LLC の商標である ИВЕРМЕК と同一だった。税関当局は輸入品を差し止めた。Nita-Farm LLC は Yuventa LLC に対して訴訟を起し、キルギス共和国の領土外への搬出を要求した。訴訟手続の間に両当事者は和解して和解契約に署名し、これに従って Yuventa LLC は、商品の包装上の表記を含め、表示を TONGREN IVERMECTIN と変えることを約束した。原告はそこで初めて、当該商品を別の名称でキルギス共和国の領土内へ輸入することを認めた。

もう 1 件は、キルギス共和国の領土内へのアルコール製品の並行輸入に関連している。Jilik LLC はオリジナルのアルコール製品をキルギス共和国へ輸入していた。2016 年に税関当局は、Jilik LLC による商品の輸入を、DIAGEO グループ企業（Legion Asia Distribution LLC が DIAGEO の排他的実施権者兼輸入業者として代表している）が所有する商標権を侵害しているとして差し止めた。後者は Jilik LLC に対して訴訟を起し、差し止められた商品によるいかなる営業も禁止し、当該商品をキルギス共和国から除去することを要求した。第一審の裁判所は原告の主張を全面的に認めた。

第 IV 章 キルギス共和国の最近の法改正と EEU 加盟に関する概観

2016 年 12 月 22 日にキルギス共和国刑法草案¹⁷が第 3 読会で議会で承認された。刑法草案の第 199 条および第 218 条は、著作権、著作隣接権、特許権者の権利の侵害と第三者による商標の不正使用に対する刑事責任を規定している。

そのような犯罪要素を刑法草案に盛り込むことは、すなわち知的財産権保護の重要性についての国家としての理解の高まりを示していることから、歓迎すべき一歩である。

WTO の TRIPS 協定¹⁸の第 61 条に基づく取り決めを含め、知財分野におけるキルギス共和国の国際的な取り決めと共にキルギス知財法のより包括的で正確な法令遵守を確固たるものにする必要から、知的財産権侵害に対する刑事責任の追及がなされ始めている。さらに、EEU の枠組みに基づく経済統合は、加盟各国の法的枠組みを一致させる必要があることを意味する。したがって、刑法草案は、採択された時点で他の EEU 加盟国の刑法における知的財産権侵害の刑事責任に関する規定と完全に一致している。

本稿執筆日現在、商標権の国内消尽の原則（並行輸入）はキルギス共和国において有効であり、それは EEU 加盟資格に基づき猶予期間を与えられているからである。しかし、2017 年 8 月 12 日以降は、EEU が定めた商標権の地域消尽の原則がキルギス共和国において適用される。したがって、権利者がすべての EEU 加盟国において商標を登録しない場合、EEU 加盟国のいずれの領土内に違法に輸入されたどのような商品も、EEU の領土内で自由に流通するリスクがある。現在、統一 EEU 税関登録簿の問題については EEU 加盟各国が話し合いを行っている。これが実施されれば、登録プロセスはすべての EEU 加盟国において簡略化され、それによって権利者の時間とコストが削減される。

キルギス共和国が EEU に加盟することによるもう一つの結果として、商品、作品およびサービスの価格は現地通貨であるキルギスソム建てとしなければならない、とする同国政府の決議が採択された。2016 年 10 月 26 日以降、特許取得、選抜育種、商標登録、商品の原産地名、その使用権の付与等の手数料¹⁹は、国内通貨で定められる。

さらにもう一つの EEU 加盟の結果は、水際でのエンフォースメントに関連している。現在、税関規則²⁰に対する修正条項が、EEU 関税法の規定の実施に照らして導入されつつある。修正条項は、既存の税関規則における一部の欠陥を取り除くことも目的としている。特に、修正条項に従い、税関登録簿へ知財を登録するために SCS に提出する出願に含む情報および書類のリストが明確にされると共に、出願に添える書類、税関登録簿を訂正する手続が導入されることになり、保証金の金額は国内通貨で表示することが提案されている。

17 刑法草案にキルギス共和国大統領が署名すると、2018 年 1 月 1 日付けで発効する。

18 TRIPS 協定の第 61 条に従い、加盟国は、少なくとも故意の商標偽造または商業的規模の著作権侵害の事件に適用する刑事手続および罰則を規定しなければならない。

19 「発明に対する特許取得、実用新案、意匠、選抜育種、商標登録、役務表彰、商品原産地名、その使用権の付与の手数料に関する規則の承認に関する」2016 年 10 月 3 日付けキルギス共和国政府決議 No. 523

20 2000 年 11 月 27 日付けキルギス共和国政府決議 No. 694 によって承認。

第V章 模倣品の流通に関する現地調査

現地調査の範囲

模倣品流通に関する現地調査では、以下の商品（「対象製品」）の市場調査を重視した。

- (i) A社が製造したA社製品の商標の付された腕時計
- (ii) B社が製造した、B社の商標の付された電池
- (iii) KYB社が製造した、KYBの商標の付されたショックアブソーバー

現地調査を行う区域はキルギス共和国の首都にして最大の都市であるビシュケク市とその郊外地域に限定されている。

現地調査の期間中、チームはいくつかの制約に直面したが、本報告書の目的にとって最も重要な制約には次のようなものがある。

- 販売人たちの攻撃的な態度による証拠集め（写真、販売に供される商品の目視検査）の難しさ
- 販売人に関するデータ（個人または法人のフルネーム、連絡先詳細）にアクセスできないこと
- 模倣品の輸入に関する統計がないこと
- 判例データベースがないこと
- 法執行機関およびその他の所管当局による模倣品対策に透明性がないこと

キルギス共和国の商品市場で売りに出される模倣品の割合を推定するにしても、利用できる統計データがないため、以下の方法を用いて模倣品の市場占有率を評価した。市場で同種の商品の店舗の合計数を100%とし、これに対する模倣品の店舗の割合を計算した。

例えば、同種の商品の店舗の合計数を20、そのうち、模倣品の店舗の数を15とすると、20が100%であることから、15は75%となる。したがって、市場における模倣品の割合は75%となる。

市場に関する情報

現地調査の主な目的は、キルギス共和国領土内の商品の偽造複製（「模倣品」）を特定することだった。現地調査は、ビシュケク市およびその郊外地域で最も大きな市場と最も評判のよいスーパーマーケットチェーンで行われた。合計35か所の販売地点を訪れ、内訳は市場6か所、スーパーマーケット19か所、ショッピングモール2か所、スペアパーツ取扱店8か所である。

No.	販売地点 名称	数	場所	住所	市場の説明	販売される 商品の種類
市場						
1	自動車ス ペアパー ツ市場	1	ドルドイ・ バザール、 中央アジア 地域最大の 市場、ビシ ュケク市郊 外地域	5, Kojevonnaya Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	最大の自動車 スペアパーツ 市場の一つ	自動車ス ペアパー ツ
2	Zhunkha i	1	ドルドイの 隣り(中国 市場)	1, Kojevonnaya Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	商業マーケッ トコンプレッ クスはドルド イ地区の市場 の一つ	あらゆる種 類の FMCG、商 品を含む
3	ドルドイ (中央市 場)	1	ドルドイ	115A, Ibraimova Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	中央アジア地 域で唯一最大 の取引・マー ケットコンプ レックス 共有スペー ス：100 ha, 40,000 のアウ トレット	あらゆる種 類の FMCG、商 品を含む
4	オルトサイ・バザ ール	1	ビシュケク 市	7 mcr, Suerkulov Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	衣料品および 食品市場：36 のブティック と 600 の小売 コンテナ	あらゆる種 類の FMCG、商 品を含む
5	九台ベル ゲン・ス ペアパー ツ市場	1	ビシュケク 市	Den Syaopina avenue/Patri sa Lumumby, Bishkek, Kyrgyz Republic	自動車スペア パーツ市場	自動車ス ペアパー ツ
6	ドルド イ・モー ターズ	1	ビシュケク 市	7B, Den Syaopina avenue., Bishkek, Kyrgyz Republic	自動車スペア パーツ市場	自動車ス ペアパー ツ

スーパーマーケット						
7	Narodnyi	5	ビシュケク市	1. 82/1, Turusbekov Str., Bishkek, Kyrgyz Republic 2. 58, Moscow Str., Bishkek, Kyrgyz Republic 3. 114, Kiev Str., Bishkek, Kyrgyz Republic 4.79, Lev Tolstoi Str., Bishkek, Kyrgyz Republic 5.234, Toktogul Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	キルギスタン最大のセルフサービスストアのネットワーク：ビシュケクに43店舗、他の都市に7店舗	あらゆる種類のFMCG、商品を含む
8	グローバ ス	2	ビシュケク市	1. 53/1 Aaly Tokombaev Street Bishkek, Kyrgyz Republic 2. 1A/22, Matrosov Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	近代的大型スーパーマーケットのチェーン 共有スペース： 12 000 m2	あらゆる種類のFMCG、商品を含む
9	ベータ・ ストア	2	ビシュケク市	1. 150a, Chui avenue, Bishkek, Kyrgyz Republic 2. 177/2, Yunusaliyeva Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	ベータ・ストアのショッピングセンターはキルギスの市場に18年以上存在している	あらゆる種類のFMCG、商品を含む

10	Frunze	7	ビシュケク市	<p>Hypermarket chain:</p> <p>1. 24, Lev Tolstoi Str., Bishkek, Kyrgyz Republic</p> <p>2. 27/1 Gorkii Str., Vefa Center, Bishkek, Kyrgyz Republic</p> <p>3. 250 Murmanskaya Str., Bishkek, Kyrgyz Republic</p> <p>4. 1, Jaiyl Batyra Str., Bishkek, Kyrgyz Republic</p> <p>5. 2/9 Chui avenue, Bishkek, Kyrgyz Republic</p> <p>6. 1/2 Gorkii Str., Bishkek, Kyrgyz Republic</p> <p>7. 1mc. Alamedin, Kolbaeva/Kalinina Str., Bishkek, Kyrgyz Republic</p>	<p>マルチフォーマットの小売チェーン：ビシュケクに大型スーパーマーケット7店舗、ジャラル・アバドに大型スーパーマーケット1店舗</p> <p>共有スペース：</p> <p>1. 1900 m²</p> <p>2. 2000 m²</p> <p>3. 1600 m²</p> <p>4. 1500 m²</p> <p>5. 3800 m²</p> <p>6. 4500 m²</p> <p>7. 400 m²</p>	広範な食品、家庭用品、園芸用品
----	--------	---	--------	--	---	-----------------

11	Boorsok	2	ビシュケク市	ストアチェーン： 1. 17B, Lev Tolstoi Str., Bishkek, Kyrgyz Republic 2. 66, Kalyk Akieva Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	急速に発展しているストアチェーン：ビシュケクに 6 店舗	広範な食品、ベーカリー
12	7デイズ	1	ビシュケク市	商社チェーン： 28, Manas avenue, Bishkek, Kyrgyz Republic	商社ネットワーク：ビシュケクにスーパーマーケット 8 店舗	あらゆる種類の FMCG、商品を含む
ショッピングモール						
13	Detskyi Mir	1	ビシュケク市	147/4, Chui avenue, Bishkek, Kyrgyz Republic	キルギスタンの子ども用品小売取引	多様なベビー用品：衣料品、履物、玩具、等
14	ビシュケク・パーク	1	ビシュケク市	148, Kiev Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	ビシュケク最大のショッピングセンター 100 店のブティック、娯楽施設と 15 以上の西洋・東洋料理の食品	あらゆる種類の FMCG、商品および文化的娯楽を含む
自動車部品販売店						
15	Gerkules	1	ビシュケク市	106, Lev Tolstoi Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	巨大コンプレックスに大規模ガソリンスタンド、自動車部品店が含まれ、50,000 を超える各種品目を扱う	自動車スペアパーツ、カーサービスセンター

16	Parus	1	ビシュケク市	136, Gorkii Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	ドイツ製自動車用スペアパーツ販売のキルギスタン市場初の店舗の一つ	自動車スペアパーツ
17	Karetnyi dvor	1	ビシュケク市	132, Turusbekov Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	自動車用スペアパーツを生産する一流ブランドの公式代理店	自動車スペアパーツ、カーサービスセンター
18	Mega-Avto	1	ビシュケク市	379A, Zhibek-Zholu Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	ドイツ・日本製自動車用スペアパーツのオリジナル&複製品の販売業者	自動車スペアパーツ
19	アーセナル	1	ビシュケク市	56, Zhibek-Zholu Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	二階建てのショッピングセンターにあるKYBショックアブソーバーの正規販売店	自動車スペアパーツ
20	サムライ	1	ビシュケク市	136, Gorkiy Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	日本製自動車用スペアパーツを販売する最大店の一つ、KYBショックアブソーバーの正規販売店	自動車スペアパーツ
21	ピットストップ	1	ビシュケク市	81, Togolok Moldo Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	ドイツ・日本製自動車用スペアパーツの正規販売店	自動車スペアパーツ
22	ヤマト	1	ビシュケク市	120, Elebesov Str., Bishkek, Kyrgyz Republic	自動車販売・サービス最大店の一つ、自動車スペアパーツも販売	自動車スペアパーツ

中央アジア最大の商品市場はドルドイで、100ヘクタールを超える面積を占め、40を超える販売アウトレットを擁し、そこでおよそ5万5千人の人々が働いている。この市場は1992年にMr. Askar Salymbekovによって創設された。当初は市場が占める面積は5ヘクタール、わずか300人の商人が自動車や自作カウンターから販売していた。ドルドイ・バザールは、カザフスタンおよびロシアに商品を供給しているキルギス共和国の大手企業の一つである。非公式情報によると、ドルドイで売買される商品の90%は中国製品である。ドルドイの典型的な利用者は中間所得層の消費者で、カザフスタンからの買い手が含まれる。ドルドイ・バザールは最大の卸売市場の一つでもある。

Zhunkhai 中国バザールはドルドイに隣接する大規模市場であるが、ドルドイの市場には含まれない。**Zhunkhai** バザールの売り手は主に中国市民である。典型的に低所得層の消費者が**Zhunkhai** バザールの顧客である。

さらに、.kgドメインの領域のオンラインショップも調査した。そのリストを以下に示す。

No.	Eショップ	販売に供される主な商品	登録所有者 ²¹
1	www.sto.kg	自動車スペアパーツ	Egorova N. A.
2	www.automag.kg	自動車スペアパーツ	Egorova Nataliya
3	www.gerkules.kg	自動車スペアパーツ	Egorova N. A.
4	www.kareta.kg	自動車スペアパーツ	Egorov Sergei
5	www.yamato.kg	自動車スペアパーツ	Yamato LLC
5	www.svetofor.kg	腕時計	Soltobaev Aziz
6	www.btime.kg	腕時計	Izbasarov Adil
7	www.kivano.kg	腕時計	Dodozhanov Mansur
8	www.chasy.kg	腕時計	Mamedtahiev Sabitzhan
9	www.ruselya.kg	腕時計	Asambekova Asel
10	www.amart.kg	腕時計	AKI Kyrgyzstan LLC

²¹ 所有者はキルギスタンのドメイン登録サービスに含まれるデータに従って特定されている (<https://www.cctld.kg/whois.html>)。キルギスタンのドメイン登録サービスのデータベースに表示される個人および法人が当該Eショップの所有者と想定している。

売り手に関する情報

キルギス法に従い、個人または法人は商業活動（卸売または小売）に従事することができる。バザールに構える店舗の所有者のすべてではないにしても、ほとんどは、通常、特許状に基づく個人または単独経営者として働いている²²。

スペアパーツ店および大型オートセンターの所有者は、通常、単独経営者として、あるいは法人として登録されている（典型的に、そうした法人の法的形態は有限責任会社である）。

特定された売り手はすべて、商品の小売に従事している。

統計

キルギス共和国国家統計委員会²³の統計データによると、2013-2014 年度の対外貿易取引高は 155 億米ドルを超えた。当該期間の輸入量は 117 億米ドルに上った。同期間中の非 CIS 諸国からの商品輸入総額はおよそ 60 億米ドルに達した。大陸ごとの輸出入取引に関するデータによると、2014 年度のアジア諸国との対外貿易取引高は、10 億 8,620 万に上った。

対外経済活動商品分類にしたがうと、対象製品（電池、ショックアブソーバーおよび腕時計）は商品の 85、87 および 91 の各グループに該当する。グループ 85 に属する商品の 2014 年の総輸入量は 4 億 6,356 万 4,800 米ドルに上った²⁴。そのうち、中国からの輸入はおよそ 25%を占めていた²⁵。グループ 87 に属する商品の同年の総輸入量は 5 億 9,326 万 6,800 米ドルに上り²⁶、そのうち、中国からの輸入はおよそ 11%を占めた²⁷。グループ 91 に属する商品の同年の総輸入量は 91 億 1,263,200 米ドルに上り²⁸、そのうち、中国からの輸入はおよそ 0.15%²⁹を占めた。85、87 および 91 の各グループに属する商品の中国との輸出入に関するデータを以下の表に示す。

22 特許状は簡略化された課税の一形態である。特許状は個人が従事できる特定の種類の活動に対して税務当局が交付するもので、小売業が含まれる。従って、個人は一定の料金で特許状と社会保険を購入し、それ以上の納税義務を負うことなく商取引活動に従事することができる。個人は、統計および税務当局に登録することにより、単独経営者として行動することも可能である。

23 キルギス共和国における 2010 年～2014 年の対外貿易、キルギス共和国国家統計委員会、ビシユケク、2015 年

24 同上

25 対外貿易の税関統計、2014 年、キルギス共和国国家税関局、以下で閲覧可：<http://www.customs.kg/index.php/ru/custstat/115-sbtamstvntr/130-sbstsvntr>（前回閲覧 2017 年 2 月 13 日）

26 上記注 21 を参照のこと。

27 上記注 23 を参照のこと。

28 上記注 21 を参照のこと。

29 上記注 23 を参照のこと。

№	対外経済活動商品分類	輸出、単位は千米ドル		輸入、単位は千米ドル	
		2013年	2014年	2013年	2014年
85	電気機械・設備およびその部品、録音および再生装置、テレビジョン録画・録音および再生装置、上記品目の部品および付属品	791.9	620.7	185836.8	114672.9
87	鉄道または路面電車の全車両以外の乗物、その部品および付属品	3692.0	1688.1	88101.4	66043.9
91	時計・腕時計およびその部品	0.1	-	2305.4	1337.4

模倣品に関する統計はない。

模倣品の取引ルート

キルギス共和国は、南東および東で国境を中国と接している。南東では、中国から商品がトルガルトの税関コントロールポイント（キルギス共和国ナルン地域と中国の新疆ウイグル自治区との国境）を通過し、東ではイルケシュタム税関コントロールポイント（中国のカシュガル市まで 50 km 以上）を通る。中国からキルギス共和国へ、さらにはロシアおよびカザフスタン、潜在的には他の EEU 諸国へ、たった二つの主な模倣品取引ルートしかない。

EEU への加盟時点でキルギスタンにはカザフスタンとの国境税関がなかったため、ホルゴス税関コントロールポイントを通る中国からの模倣品はキルギス市場へも入るが、上記と比べれば小規模となる。

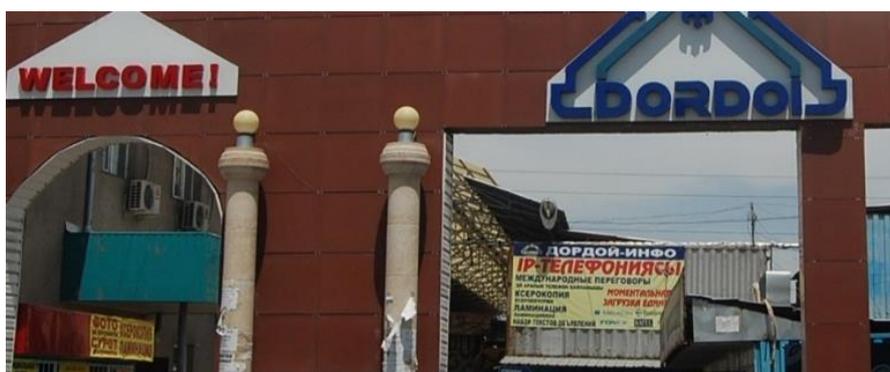
さらにもう一つの模倣品取引ルートは中国からキルギス共和国の個人の買い手への模倣品の郵便配達（主に A 社製品腕時計に該当する）であり、購入は www.aliexpress.com、www.alibaba.com、www.taobao.com、www.1688.com、www.jd.com などの中国のウェブサイトを通じて行われる。

模倣品の中国との輸出入に関する情報はない。

A 社製品の腕時計

模倣品の腕時計は調査した市場のすべてで販売されている。特に、模倣品の腕時計の最大の割合が見られるのはドルドイ（中央市場）である。腕時計を販売している 19 の店舗³⁰のうち、15 の店舗で A 社製品および A 社の腕時計の模倣品を販売している³¹。したがって、ドルドイでの模倣品の割合は 79%である。A 社製品の腕時計の価格は 10 米ドルから 17 米ドルまでと様々である。

ドルドイで撮影された写真を参照のこと。



³⁰ 市場の店舗は主に金属コンテナで建てられている。

³¹ 対象の商品は A 社製品だったが、この現地調査の期間中に模倣品の A 社製品の腕時計だけでなく、A 社の腕時計の他のモデルの多くも売られていることが分かった。





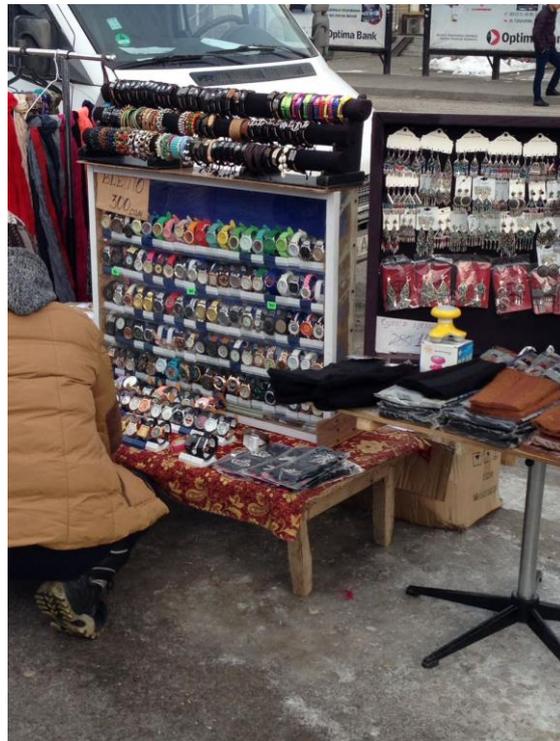
模倣品の腕時計は Zhunkhai バザール（「Zhunkhai」）でも見られる。合計 8 か所の販路のうち、2 か所の販路が A 社製品および A 社の模倣品の腕時計を売っている。Zhunkhai での模倣品の割合は 25%である。A 社製品の腕時計の価格は 8 米ドルから 15 米ドルまでと様々である。

Zhunkhai で撮影された写真を参照のこと。



オルトサイ・バザールはビシュケク市の人口が密集した地域に位置している。オルトサイ・バザールには 12 の店舗があり、そのうち 8 か所の店舗が A 社製品および A 社の模倣品の腕時計を売っている。模倣品の腕時計の割合は 66% である。A 社製品の腕時計の価格は 6 米ドルから 15 米ドルまでと様々である。







オシュ・バザールはビシュケク市で最も古い市場で、ダウンタウンに位置している。主に果物・野菜や食品の市場であるが、バザールの区域内に二つの商業センター、**Besh-Sary** と **Bereket** がある。オシュ・バザールは 9 か所の店舗があり、そのうち 4 か所の店舗が A 社製品の模倣品の腕時計を売っている。模倣品の腕時計の割合は 44% である。A 社製品の腕時計の価格は 5 米ドルから 22 米ドルまでと様々である。

A 社製品の腕時計はインターネットを通じても広く販売されている。専門的な E ショップの大半はオリジナルの A 社製品の腕時計を販売している。しかし、売り手がサイトには本物のみを掲示し、消費者には模倣品を発送している可能性もある。

模倣品の A 社製品の腕時計は自由広告の様々なウェブサイトに見られ、典型的なパターンはそこで自分の **WhatsApp** (メッセージングアプリ) 番号を指定した売り手が写真を掲示し、価格を提示する。価格は 10 米ドルから 31 米ドルまでと様々である。

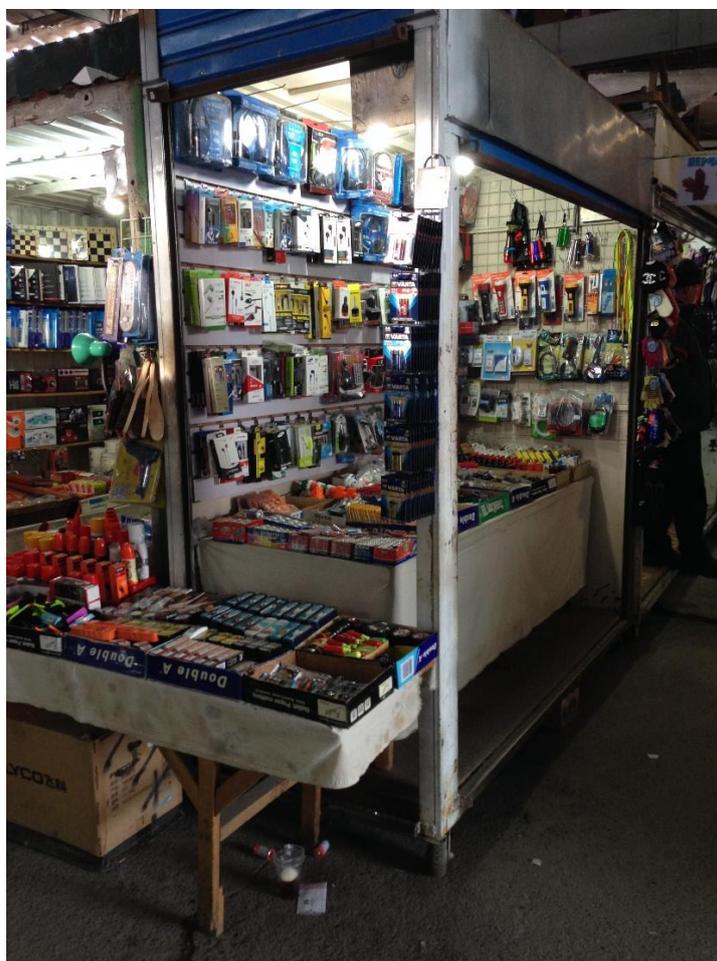
一部の違反者は模倣品の腕時計のビデオ広告まで発信し、自分たちが販売する A 社製品の腕時計はオリジナルの「レプリカ」であることを明確にしている。

B社の電池

ドルドイ・バザール、オシュ・バザールおよびスーパーマーケットで模倣品の電池は見られなかった。

模倣品の電池が広く販売されているのは Zhunkhai バザールである。18 の店舗で様々の型の電池が売られ、そのうち、B 社の電池の模倣品が売られているのは 6 か所の店舗である。したがって、この市場における模倣品の電池の割合は 30% である。価格は 1 米ドルから 1.7 米ドルまで (AA (単三) 電池)、2 米ドルから 3 米ドルまで (AAA (単四) 電池) と様々である。

オルトサイ・バザールで模倣品の電池が見られたのは 2 か所の店舗である。電池を売る 13 の販路のうち、2 か所の店舗が模倣品の電池を売っていた。したがって、オルトサイ・バザールにおける模倣品の電池の割合は 15% である。価格は 1.7 米ドルから 3 米ドルまでと様々である。売り手たちによると、B 社の電池は価格が高いため、ファルタの電池を選ぶ者が多い。



KYB ショックアブソーバー

KYB ショックアブソーバーは、ビシュケク市および郊外地域に位置する最も大きな3つの市場のうち、2つの自動車スペアパーツ市場で売りに出されている。最大の自動車スペアパーツ市場はドルドイで、そこでは KYB ショックアブソーバーが 様々なモデル/ブランドのショックアブソーバーを販売する合計 22 の販路のうち、10 か所で売りに出されている。商標 Excel-G の付いたショックアブソーバーが主に市場で見られる。市場で売られている KYB の Excel-G ショックアブソーバーは模倣品である可能性も推測できるが、明らかな模倣品の特徴は見出されていない。

しかしながら、上記推測に従うと、ドルドイのスペアパーツ市場における KYB ショックアブソーバーの模倣品の割合は 45% である。価格は、フロントショックアブソーバーの場合は 70 ユーロ³²から 106 ユーロまで、リアショックアブソーバーでは 41 ユーロから 52 ユーロまでの範囲である。

ドルドイのスペアパーツ市場で見られる KYB の Excel-G ショックアブソーバーの写真を参照のこと。



³² 本報告書に明記するユーロの金額はすべて 1 米ドル = KGS 73 キルギスソムの為替レートに基づいて計算されている。





KYB の Excel-G ショックアブソーバーは、ビシュケク市の郊外地域に位置する二番目に大きな市場である、クダイベルゲン自動車スペアパーツ市場でも売りに出されている。34 の販路がショックアブソーバーを販売しており、そのうち 11 か所が KYB の Excel-G ショックアブソーバー-KYB を販売している。先に指摘したとおり、クダイベルゲンの市場で売られるショックアブソーバーが模倣品であることは推定にすぎない。KYB の Excel-G ショックアブソーバーの価格は、フロントショックアブソーバーで 78 ユーロから 89 ユーロまで、リアショックアブソーバーで 52 ユーロから 68 までと様々である。

明らかに模倣品の KYB ショックアブソーバーを 1 件発見することができたが、それには KYB の商標が“RVB”と（混乱を招くようなフォントと書き方で）書かれ、箱の色は水色だった。このショックアブソーバーの価格は 27 ユーロだった。しかしながら、売り手が攻撃的な態度であったため、このショックアブソーバーの写真を撮ることはできなかった。

クダイベルゲンの市場で見られる KYB の Excel-G ショックアブソーバーの写真を参照のこと。











KYB ショックアブソーバーは、自動車スペアパーツ店でも販売されている。3 店舗を訪れたが、いずれもオリジナルの **KYB** ショックアブソーバーが販売され、その横に「中国製ショックアブソーバー」が並んで提供されている。こうした店舗で、混乱を招くほど **KYB** ショックアブソーバーと類似した中国製ショックアブソーバーを特定してはいない。

提言

キルギス共和国の地理的位置、特に中国との国境が、過去数年間の輸入増加、ひいてはキルギス共和国の領土内への模倣品流入が増加した主な理由である。キルギス共和国がユーラシア経済同盟（EEU）に加盟した時点で、そのような模倣品は、EEU の他の国々、特にカザフスタンやロシア、また、近隣の中央アジア諸国のタジキスタンやウズベキスタンなどへ、潜在的に自由に流入していると思われる。2010 年から 2014 年までの期間について、中国からの商品輸入に関する統計データを分析すると、総輸入に着実な増加が示されている（但し、2013 年と比べ、2014 年には対外経済活動商品分類グループ 87 の商品の輸入に関して、わずかな減少が見られた（ショックアブソーバーはそのグループに含まれている））。

現在、権利者による効率的な国境対策の執行に対する唯一の方法は関連する商標をキルギス共和国の領土内で登録するほかに税関登録簿にも登録することである。但し、キルギス共和国の税関当局が活用できる登録簿の維持を開始したのはごく最近のことであり、したがって、国境対策管理にはまだ経験が乏しい上に、能力も（知財の基本的知識や模倣品の特定に関して）高くないことに留意するべきである。したがって、効率的な国境対策の目的で、権利者には、キルギス共和国の領土内と税関登録簿に商標を登録することが推奨される。

さらに、権利者に推奨されるのは、知的財産権保護の問題に関して税関当局に協力すること、具体的には、模倣品の特定に関して税関当局にトレーニングを行うことである。関与する他の法執行機関およびキルギスの裁判所との協力についても、同じ提言が該当する。

先に述べたとおり、2017 年 8 月 12 日より、EEU 定めた商標権の地域消尽の原則がキルギス共和国において適用される。従って、権利者の側ですべての EEU 加盟国における商標の登録を怠ると、ある EEU 加盟国の領土内で違法に輸入された商品が EEU の全領域に侵入する結果を招きかねない。

なお、キルギス共和国の領土内における補足的な、法律以外の模倣品対策活動の一つとして、一般市民の間で知的財産権保護に関する意識を高めるキャンペーンが考えられる。

[執筆協力]

Res-Q Companies Group

[発行]

ジェットロ モスクワ事務所

TEL: +7-495-580-7320

FAX: +7-495-580-7323

2017年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。